

松江市 報道機関配布資料

令和8年8月25日

件名

指定居宅サービス事業所に対する行政処分に伴う経済上の措置について

内容

本年6月30日付けで指定居宅サービス事業所に対し行政処分を行っており、経済上の措置を後日改めて実施する予定にしていた。その後、内容について精査、検討した結果、不正の手段による指定という理由で指定取消処分をしていない場合は指定時に遡って返還を求めることができないとした判例等があり、措置に至らないものと最終的に判断した。

本年6月30日付け報道機関配付資料に記載した検討案と異なる決定となったためお知らせするもの。

(1)対象事業者

名 称 社会福祉法人 敬仁会(松江市佐草町2-2)

代表者 理事長 杉原 有

(2)行政処分に伴う経済上の措置

【6/30時点の記載内容】開設以降受領した介護給付費について返還を命じる。また介護保険法に基づき返還額に100分の40を乗じて得た金額を加算する。

【決定内容】経済上の措置は行わない。

【問い合わせ】

健康福祉部 介護保険課 担当:吉儀、福田 電話:55-5689